

## 質問回答書

| 件名    |                | 東川口駅南口駅前公共用地の利活用事業公募型プロポーザル               |  |  |           |
|-------|----------------|---|--|--|-----------|
| 質問No. | 資料名            | 項目  | 質問内容   | 回答   | 回答日       |
| 1     | 実施要項<br>5ページ   | 3条件等<br>(2)イ①<br>d                        | 「既存建物等の解体を進めるために、当該建物の用途廃止等の手続きが必要になることから、議会もしくは委員会等に付される場合があります」について、議会もしくは委員会等に付される予定期間及び予定時期はいつか。 | 優先交渉権者との協議が整い次第、早急に必要となる手続きを進めますが、具体的な時期は未定です。                                       | 4月<br>15日 |
| 2     | 実施要項<br>10ページ  | 5 応募提案<br>案に関し留意<br>すべき事項<br>(3)<br>オ ④ a | 「当該区画（県の交番）は他の区画と独立した構造とし、」とあるが、区画として独立していればよいか。もしくは、建築物の構造体として独立している必要があるのか。                        | 関係法令等が遵守されており、区画として独立し、専用の出入口を設け、その出入口を除き、他の区画から入れない構造であれば結構です。                      | 4月<br>15日 |
| 3     | 別紙 仮設<br>交番仕様書 | 4 貸借方<br>法                                | 「貸借期間中に発生する固定資産税及びその他発生する税等の費用」とあるが、川口市有地にて仮設交番を設置した場合、土地の固定資産税は課税されるのか。                             | 仮設交番の設置予定地は川口市所有の土地であるため、原則、事業者の方に固定資産税は課税されません。                                     | 4月<br>15日 |
| 4     |                |   |  | 【補足】実施要項6ページ「4 事業者の参加条件（1）ア」に記載の「川口市内に本社、本店、事務所を有する」について、ここでいう「事務所」とは、本拠となる事務所を指します。 | 4月<br>15日 |

|   |      |  |   |   |           |
|---|------|--|---|---|-----------|
| 5 | 実施要項 |  | 対象地内の構造物等を解体するにあたり、現地の構造物を確認したい。現地確認会を実施してもらえないか。 | 現地確認会は行いません。事故等に注意し、各々現地確認していただきますようお願いいたします。   | 5月<br>20日 |
| 6 |      |  |   | <p>【補足】実施要項1ページ「2 建設用地の概要（2）対象地」に記載の「・・・現状有姿で引き渡します。」について、実際の土地の引き渡し時、戸塚二丁目1番3及び4の敷地内には次の内容の駐輪場施設となる予定です。</p> <p>参考概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面:アスファルト舗装厚 50mm 程度 (約 310 m<sup>2</sup>)</li> <li style="padding-left: 2em;">コンクリート舗装厚 50mm 程度 (約 230 m<sup>2</sup>)</li> <li>・プレハブ等建築物×1 (1800mm×1800mm 程度)</li> <li>・照明灯×4</li> </ul> | 5月<br>20日 |